

農林業センサスへの協力について

●問い合わせ 企画政策課 (☎ 656 - 6561)

農林水産省では、全国一斉に「農林業の国勢調査」と言われる2025年農林業センサスを実施します。この調査は、国内の農林業の生産構造や就業構造の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき5年ごとに実施する重要な調査です。

1月中旬ころから、農林業を営んでいる皆さんのところに調査員証を着用した統計調査員が訪問し、所有・経営している面積などを伺い、対象者に調査票の記入を依頼します。農林業政策に役立てるため、調査に協力願います。

●調査の期日
2月1日現在

●調査の期間
1月中旬から2月下旬までの間に調査員が訪問します。

●調査の対象
一定の規模以上の農林

産物の生産、または委託を受けて農林業作業を行う世帯や会社などの組織。

●調査の方法

統計調査員が農林業を営む全ての人を訪問し、聞き取りにより調査対象の判定を行います。

対象となった場合は、改めて調査員が調査票の配布・回収に伺います。

●オンライン回答

調査の回答はインターネットによる便利なオンライン回答を推奨しています。スマートフォンやタブレット端末にも対応しており、24時間回答可能です。ぜひ利用してください。

※詳細は農林業センサスキャンペーンサイトから



20歳になったら国民年金

国民年金とは

老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障がいが残ったときや家族の働き手が亡くなったときの生活を皆で支え合うという考えで作られた仕組みです。

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金の被保険者になります。

●国民年金がもらえるときは

- ① 65歳になったとき (老齢基礎年金)
- ② 病気やけがで障がいが残ったとき (障害基礎年金)
- ③ 家族の働き手が亡くなったとき (遺族基礎年金)

●国民年金の加入

20歳になった人(厚生年金加入者を除く)には、20歳になってからおおよそ2週間以内に、日本年金機構から「基礎年金番号通知書」や「国民年金

(第1号被保険者)加入のお知らせ」「国民年金保険料納付書」などが届きます。

※厚生年金に加入している配偶者の扶養に入っている人は、配偶者の勤務先で国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。

●保険料の納付

国民年金第1号被保険者の場合、毎月保険料の納付が必要です。納付書を用いてコンビニや金融機関で納付するか、スマホ決済での納付をお願いします。口座振替やクレジット払いも可能です。

●納付が困難な場合

学生には「学生納付特例制度」、学生でない人には「保険料免除・納付猶予制度」があります。

●問い合わせ

保険年金課
(☎ 656・6531)
盛岡年金事務所
(☎ 623・6211)